

岩手県告示第59号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和4年2月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 令和4年1月19日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号又は名称 大日建設株式会社
 - (2) 主たる営業所の所在地 盛岡市紺屋町2番12号
 - (3) 代表者の氏名 中村文哉
 - (4) 許可番号 岩手県知事許可（般一2）第9702号
- 3 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実 令和4年1月18日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。